

ID: 31

担当部署: 産業観光課

処分の概要	特定漁港漁場整備事業の施行のため他人の土地等への立入り又は使用の許可		
法令名 根拠条項	漁港漁場整備法 第24条第1項		
法令番号	昭和25年法律第137号		
<p>【基準】</p> <p>法第24条第1項及び漁港漁場整備法施行規則第6条の2の規定による。 (土地、水面等の使用)</p> <p>第24条 特定漁港漁場整備事業の施行者は、特定漁港漁場整備事業の施行のために必要がある場合には、5日前にその所有者又は占有者に通知して、他人の土地若しくは水面に立ち入り、又はこれらを一時材料置場として使用することができる。この場合において、水産業協同組合の施行に係るときには、立ち入り、若しくは使用すべき土地若しくは水面の区域又は使用の期間を定めて、あらかじめ、農林水産大臣の許可を受けなければならない。</p> <p>漁港漁場整備法施行規則第6条の2 (他人の土地又は水面への立入り等の許可申請)</p> <p>第6条の2 法第24条第1項後段の規定に基づき他人の土地又は水面への立入り等の許可を受けようとする場合には、立入り等の目的、場所及び期間を記載した申請書を都道府県知事(漁港漁場整備法施行令(以下「令」という。))第28条第1項の規定により市町村長が当該許可を行う場合にあっては、市町村長)に提出しなければならない。</p>			
標準処理期間	30日		
備考			
設定年月日	平成22年4月1日	最終変更年月日	年 月 日